

令和7年度当初予算における引上げ分の地方消費税収の市町村交付金(社会保障財源化分)が
充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

・地方消費税交付金(社会保障財源化分)	190,900 千円
・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	2,345,914 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳					備考
			特定財源			一般財源		
			国・県 支出金	地方債	その他	引上げ分の地方 消費税（社会保 障財源化分の市 町村交付金）	その他	
社会福祉	社会福祉総務費	98,010	4,648	1,500		12,968	78,894	
	障害者福祉費	668,835	478,396	1,500		26,672	162,267	
	福祉医療給付費	145,785	67,238		5,800	10,270	62,477	
	老人福祉費	107,263		1,500	15,000	12,813	77,950	
	児童福祉総務費	151,983	80,742		3,102	9,619	58,520	
	児童措置費	177,600	159,858			2,505	15,237	
	児童館費	674			296	53	325	
	保育園費	48,035			66	6,772	41,197	
社会保険	国民健康保険費	159,499	77,562			11,567	70,370	
	介護保険費	412,533	25,158			54,685	332,690	
	後期高齢者医療費	359,354	65,727			41,451	252,176	
保健衛生	予防費	182	121			9	52	
	子育て世代包括支援費	16,161	5,419			1,516	9,226	
合 計		2,345,914	964,869	4,500	24,264	190,900	1,161,381	

・引上げ分の消費税収(市町村交付金を含む)は「消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)その他社会保障施策に要する経費」に充てるものとされている。

※「**社会保障4経費**」とは、制度として確立された「年金」「医療」及び「介護」の社会保障給付、並びに「少子化に対処するための施策に要する経費」をいう。

※「**社会保障施策**」とは、・社会福祉・社会保険・保健衛生のいずれかに関する経費をいう。